

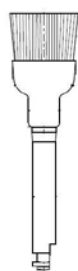
歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 70907000

ダイヤモンドブラシ

【形状・構造及び原理等】

【構造】

本材はダイヤモンド砥粒を含有したファイバーを軸に保持させた研磨用ブラシであり、作業部と軸部からなる。



No. 2



No. 3

種類	作業部	軸部	軸部形式
No. 2	ダイヤモンド砥粒含有	真鍮ニッケル	C A 用
No. 3	アラミドファイバー	めっき	

【使用目的又は効果】

歯科補綴物等の研磨に用いる。

【使用方法等】

【使用方法】

- 1) 本材を口腔内で使用する際には滅菌してください。
- 2) 歯科用電動式ハンドピース等に装着して使用します。
- 3) 口腔内で使用後、再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行います。
滅菌方法：オートクレーブ(134℃ 3 分、又は 121℃ 30 分)による滅菌を行います。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に予備回転を行い、振れないことを確認すること。
- 3) 無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 乾熱滅菌、プラズマ滅菌は避けること。
- 5) 各種薬液による滅菌については、各機器メーカーもしくは各薬液メーカーの指示に従って使用すること。
- 6) 清掃液、消毒剤については、各メーカーの指示に従って使用すること。

【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度
3,000min ⁻¹

- 2) 変形、損傷（表面傷、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本材を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。
- 5) ファイバーが硬い為、歯肉や粘膜に当たると誤って傷つける恐れがあるので、充分注意し、ソフトタッチで使用するすること。
- 6) 塩素系薬剤は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号 075-561-1112